

水道法施行令（抜粋）

（昭和32年12月12日政令 第336号）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第5条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。

配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。

水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

（手数料）

第13条 法第45条の3第1項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

給水装置工事主任技術者免状（以下この項において「免状」という。）の交付を受けようとする者

2,500円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）

第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあつては、2,450円）

免状の書換え交付を受けようとする者

2,150円（電子情報処理組織を使用する者にあつては、2,050円）

免状の再交付を受けようとする者

2,150円（電子情報処理組織を使用する者にあつては、2,050円）

2 法第45条の3第2項の政令で定める受験手数料の額は、16,800円とする。